

新庄市マイナンバーカード出張申請受付サービス実施要領

新庄市ではマイナンバーカードの取得促進のため、市職員が市内の企業や団体等を会場にマイナンバーカードの申請受付を行う「出張申請」を行います。

1. 出張申請の特徴

- ・市役所へ行かず、会社や地域の施設等でマイナンバーカードの申請ができます。
- ・市職員が申請書類の作成と顔写真の撮影をサポートします（撮影無料）。
- ・本人限定郵便により自宅でマイナンバーカードを受け取ることができます。

2. 対象

マイナンバーカードの申請希望者が概ね 10 名以上の新庄市内に事業所を置く企業、団体、町内会、個人など

3. 実施場所

申込団体で用意した会場（事務所、施設、個人宅等）

4. 実施日時

平日 午前 9 時から午後 4 時まで（休日を含む左記以外の日時を希望の場合は要相談）

5. 申込に当たっての条件

- ・申請希望者が概ね 10 名以上（うち半数は新庄市に住民票がある方）であること。
- ・申込団体で申請希望者の取りまとめや周知、広報を行うこと。
- ・申込団体で申請会場・机・椅子等の確保ができること。

6. 出張申請で交付申請ができる方

- ・申請者本人（15 歳未満の方および成年被後見人の方は法定代理人とともに）が申請会場に来ることができること。
- ・初めてマイナンバーカードの交付申請をする方であること。
- ・申請から 2 か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。
- ・7 に定める本人確認書類等を当日持参・提出できること。

※上記を満たさない場合、申請受付は可能ですが完成したマイナンバーカードの郵送はできません。後日、市役所に来庁しカードを受け取ってください。

7. 申請時に持参するもの

- ・本人確認書類 A書類2点 または A書類1点+B書類1点

A 書類	運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、 パスポート、障がい者手帳、在留カード、療育手帳 等
B 書類	健康保険証、介護保険証、子育て支援医療証、ひとり親家庭支援医療証、 年金手帳、年金証書、学生証、社員証、預金通帳 等

- ・通知カード、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ。原本を回収します。）
- ・法定代理人であることを確認できる書類及び法定代理人の本人確認書類
（15歳未満の方及び成年被後見人の方の申請時のみ）

8. 出張申請受付サービス申込から交付までの流れ

- ① 実施希望日の2週間前までに「新庄市マイナンバーカード出張申請受付サービス申込書（様式1）」に必要事項を記入し、新庄市役所市民課に提出してください（メール、持ち込み、郵送、FAX可）。
- ② 市民課から申込団体に日程調整、必要事項などの確認のため電話またはメールにてご連絡します。
- ③ 申込団体は「マイナンバーカード出張申請受付サービスのご案内（様式2）」を使用し申請希望者に、当日持参するもの等の周知を行ってください。
- ④ 実施日の3日前までに「新庄市マイナンバーカード出張申請受付サービス申請希望者名簿（様式3）」を作成の上、新庄市役所市民課に提出してください（メール推奨、持ち込み、郵送、FAX可）。
- ⑤ 受付当日、申請者は7に定める書類を持参し、その場で必要書類の記入、顔写真の撮影、暗証番号の決定等を行います。
- ⑥ 7に定める書類を持参した申請者のマイナンバーカードは、後日住所地に本人限定郵便（特例型）で郵送されます。それ以外の申請者は後日、申請者自らが本人確認書類を持参し市役所でマイナンバーカードを受け取ってください。

9. その他

- ・マイナンバーカードは申請受付から交付まで1か月半程度の時間がかかります。また申請件数の増加などにより、更に時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

○お問合せ・申込み○

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号 新庄市役所 市民課

TEL0233-29-5818 E-Mail shimin@city.shinjo.yamagata.jp